

日本移植学会移植認定医制度規則

第1章 総則

第1条

この制度は、医療倫理を理解し実践することで移植医療の健全な発展をめざし、臓器提供者への敬愛の念を抱き、礼意を尊ぶ移植医養成を視野に入れ、各臓器で共有すべき知識・技量の向上普及により移植医療の水準を向上させることで、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条

日本移植学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本移植学会移植認定医を認定する。

第2章 移植認定医制度を運用する機関

第3条

日本移植学会は、移植認定医制度の運用に当って専門医・移植認定医制度委員会(以下、認定医制度委員会)が業務を担当する。

第4条

認定医制度委員会は、移植認定医制度の運用全般についての管理を行い、本制度の運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、移植認定医の認定審査と更新審査を行う。

第3章 移植認定医申請資格

第5条

移植認定医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格、要件をすべて具備していなければならない。なお、移植認定医資格は臨床移植医(内科系・外科系等)および基礎移植医(病理学・免疫学等)に対して認定される。

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において日本移植学会の会員であり、会費を完納していること。
- 3) 移植医療に必要な経験と学識技術を修得し、臓器提供推進の重要性を理解し、かつ医療倫理を遵守していること。臨床移植医の場合は、通算3年以上の移植医療の臨床修練を行っていること。基礎移植医(病理学、免疫学)の場合は3年以上の研究歴を持つこと。
 - ① 臨床移植医の場合 細則に定める移植症例の臨床経験および業績を必要とする
 - ② 基礎移植医(病理学、免疫学など)の場合、第一著者である論文または学会抄録3編以上。
- 4) 申請直近の5年以内に臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表による研修点数50点以上を取得していること。個別の研修点数については別途定める。なお、この研修点数の中には日本移植学会総会への参加が1回以上含まれていること。
- 5) 申請直近の5年以内に日本移植学会主催の移植認定医講習を1回以上受講していること。
- 6) 代議員または名誉会長、名誉会員、特別会員、特別功労会員1名による推薦。

第4章 移植認定医の認定

第6条

移植認定医の認定を申請する者は、細則に定める申請書類と認定審査料とを専門医・移植認定医制度委員会に提出しなければならない。

第7条

認定医制度委員会は、毎年1回、移植認定医申請者に対して認定審査を行う。

第8条

認定医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第9条

理事長は、認定医制度委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の合格者を移植認定医として登録し移植認定医認定証を交付する。

第10条

移植認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。

第11条

移植認定医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。

第5章 移植認定医の更新

第12条

移植認定医は、移植認定医取得後5年毎にこれを更新しなければならない。移植認定医の更新を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて具備していなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において日本移植学会の会員であり、会費を完納していること。移植認定医更新資格は臨床移植医(内科系・外科系等)および基礎移植医(病理学・免疫学等)として必要な経験と学識技術を所持し、かつ医療倫理を遵守していること。
- 3) 5年間で臓器移植関連の学会、研究会、教育セミナーなどへの参加ならびに筆頭発表による研修点数50点以上を取得していること。個別の研修点数については別途定める。なお、この研修点数の中には日本移植学会総会への参加が1回以上含まれていること。
- 4) 5年間で日本移植学会主催の移植認定医講習を1回以上受講していること。

第13条

移植認定医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類(と更新審査料と)を認定医制度委員会に提出しなければならない。

第14条

認定医制度委員会は、毎年1回、移植認定医更新申請者に対して更新審査を行う。

第15条

認定医制度委員会は、審査の結果を理事長に報告する。

第16条

理事長は、認定医制度委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査の合格者の登録を更新し移植認定医認定証を交付する。

第 17 条

移植認定医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。

第 18 条

海外留学、病気その他認定制度委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適用は最長 3 年まで留保可能とし、留保期間は次回更新までは加算されない。なお、留保期間中は移植認定医資格を有するものとする。更新留保は、更新期日までに文書で認定医制度委員会に申請しなければならない。

第 6 章 移植認定医資格の喪失

第 19 条

移植認定医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 移植認定医の資格を辞退したとき
- 2) 日本移植学会会員資格を喪失したとき
- 3) 移植認定医の更新をしなかったとき

第 20 条

移植認定医の更新審査にて不合格となった者は、その移植認定医資格を 2 年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、認定医制度委員会および理事会の議決により認定を喪失する。

第 21 条

移植認定医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、認定医制度委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。

第 7 章 附則

第 22 条

この規則は、平成 23 年 10 月 5 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から改正する。

この規則は、平成 29 年 2 月 15 日から改正する。

この規則は、令和 4 年 10 月 13 日から改正する。

第 23 条

この規則は、認定医制度委員会および理事会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。この規則を施行するため、別に細則を定める。